

<一般委託>

横須賀市域温室効果ガス排出量算定業務委託(一般委託)仕様書

横須賀市域温室効果ガス排出量算定業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン(2011~2021)」に基づき、市域における温室効果ガス排出量を算定する。
2	履行期間	契約の日から令和2年3月13日
3	施行場所	横須賀市が指定する場所
4	業務内容	(1)平成29年度(2017年度)の横須賀市域における温室効果ガス排出量の算定 (2)温室効果ガス排出量の分析及び結果の提出 (3)暫定値の算定及び結果の提出 (4)成果品による報告 ※業務の詳細については、横須賀市域温室効果ガス排出量算定業務特記仕様書のとおり。
5	特記事項	
6	関係法規	地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)
7	資格要件	平成26年4月1日以降に、国又は地方公共団体が発注した次のア又はイの業務を元請けとして契約を締結し完了した実績があること。 ア「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策)」の策定又は改定業務 イ「地球温暖化対策の推進に関する法律」および「地方公共団体実行計画(区域施策)」に基づく温室効果ガス排出量の算定業務
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	環境政策部環境企画課 電話046(822)8524

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

## 横須賀市域温室効果ガス排出量算定業務委託仕様書

横須賀市（以下、「甲」といい、環境政策部環境企画課が窓口となる）と受託業者（以下「乙」という）間で締結した「横須賀市域温室効果ガス排出量算定業務」については、本仕様書に定めるとおりとする。

### 1. 委託期間

令和元年5月～令和2年3月13日

### 2. 業務内容

#### (1) 温室効果ガス排出量の算定

①乙は、平成29年度（2017年度）に横須賀市域から排出された温室効果ガスの量を算定する。

（算定対象とする温室効果ガス）

二酸化炭素・メタン・一酸化窒素・代替フロン等3ガス（HFC<sub>s</sub>、PFC<sub>s</sub>、SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）

（ただし、市内に排出する事業者がない場合は算定対象から除く）

②算定に当たっては、原則として温室効果ガス算定シート（エクセルデータ）を使用し、「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン（2011～2021）」資料編94頁～98頁に記載の温室効果ガス排出量の推計方法及び平成23年度（2011年度）～28年度（2016年度）の横須賀市域温室効果ガス排出量の推計方法を基本とすること。

また、平成21年（2009年）6月に環境省から示された「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル」の温室効果ガス排出量の算定方法も参考とすること。

・「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン（2011～2021）」

<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4110/ondanka/teitanso.html>

③乙は、平成29年度（2017年度）の横須賀市域温室効果ガス排出量の算定に必要な関連データ等を既存の統計資料や庁内関係課等から収集し、算定に必要なデータ・値等に加工整理する。

- ・温室効果ガス算定シートの入力用シートの2017の列を入力
- ・入力結果が、その他のシートの現況推計や推計結果に反映されているか確認
- ・算定に必要な統計資料等の入手が難しい場合などには、他の方法を検討

#### (2) 温室効果ガス排出量の分析及び結果の提出

乙は、平成29年度（2017年度）横須賀市域温室効果ガス排出量の算定結果を整理・分析・考察し、その結果を令和元年12月27日までに甲へデータにより提出すること

[提出する主な内容]

- ・算定結果の分析・考察（基準年度や計画策定時把握年度、目標年度との比較、増減の理由など）
- ・算定の手法、関連データの根拠など

- ・ガス別・部門別の温室効果ガス排出量の状況や推移  
     ガス別：二酸化炭素、メタン、一酸化窒素、代替フロン等  
     部門別：エネルギー転換部門、産業部門、民生家庭部門、民生業務部門、  
             運輸部門、廃棄物部門等
- ・その他、甲との協議により必要な内容

### (3) 暫定値の算定及び結果の提出

- ①乙は、平成 29 年度（2017 年度）横須賀市域温室効果ガス排出量の暫定値を算定し、その結果を令和元年 7 月 31 日までに甲へデータにより提出すること。
- ②暫定値の算定方法については、前述「(1) 温室効果ガス排出量の算定」に基づくとともに、以下により算定すること。
  - ・数値の収集や算定可能なデータを整理
  - ・収集できない数値は、直近の数値の据え置きにすることで暫定値の算定可能か検証
  - ・暫定値の算定が難しい場合は、他の方法を検討

### (4) 打ち合わせ

乙は、必要に応じて甲を訪問し、業務に関する打ち合わせを行う。  
 また、メールや電話等による連絡を随時行うこと。

### (5) 成果品

- ①横須賀市温室効果ガス排出量算定結果報告書（A 4 判） 3 部 簡易製本
- ②電子データ（CD-ROM）
- ③その他担当職員が必要と認めるもの

### (6) 成果品の帰属

「本業務」において作成された成果品は全て甲に帰属し、乙は甲の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

### (7) その他

- ①仕様書に定めのない事項については甲及び乙でその都度協議して、決定するものとする。
- ②乙は、本業務に際して、知り得た個人情報等を横須賀市に無断で外部に提供し、又は流用してはならない。
- ③乙は、市民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、乙の責任において事故防止に関する必要な措置を講じること。
- ④乙は、常に善良な管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜甲へ報告すること。
- ⑤関係法令等を遵守し、その適用及び運用は乙の責任において適切に行うこと。
- ⑥乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。